

報道機関各位

御中

 2011年10月21日
 日本司法支援センター

法テラス南三陸（10月3日開所）相談実績速報

法的支援の“ワンストップサービス”の実現へ向けて

平成23年10月3日に宮城県南三陸町に「法テラス南三陸」がオープンしました。法テラス南三陸では、弁護士による無料法律相談のほか、司法書士や土地家屋調査士などの専門家による無料相談も行っているところ、オープンから10月18日までの間に延べ73名の方からの相談を受け付けています（別添「参考資料1」参照）。

● ワンストップサービスの実現～ある相談事例から～

この間の相談実績を見ると、相続、多重債務、そして不動産に関する問題をはじめ、医療、年金、保険など生活に関わる様々な相談が寄せられていることが分かります（別添「参考資料2」参照）。

この中には、1人の被災者が複数にわたる問題を抱えているという場合も散見され、例えば、1人の利用者に対して、1日のうちに弁護士、司法書士、建築士、税理士が相談に応じたというケースもありました。まさに、弁護士だけではなく、他の専門家が一体となった“ワンストップサービス”を実現した事例となります。

相談者



弁護士への相談

相談事例 ※個人情報保護の観点から、内容は一部加工しています。

知人から借りていた家屋（自宅）が津波被害。修繕して住みたいので家屋を譲ってほしいと話したところ、土地も含めてある金額で買ってほしいと言われた。知人から土地・家屋を購入し修繕した方がよいのか、別に所有している自分の土地に新しく家を建てる方がよいのか悩んでいる。

司法書士への相談

取得に関する様々な相談に応じるとともに、登記手の費用、不動産取得税、将来支払う固定資産税などについて、各種専門家に算定してもらってから決めた方がよいのではないかと説明。

建築士への相談

家屋の修繕、新築にあたっては、事前に建築上の行政的規制の有無を確認する必要性を示唆。その上で、不動産売買の手続、ローンの仕組み等を説明。

税理士への相談

修繕、新築工事費用の相場を説明。今は業者が忙しく工事に着手できないので、今から展示場に行くなど準備を始めるよう説明。

家屋などの被災に伴う雑損控除の内容及び申告手続について説明。新築及び土地取得に伴う税額については、評価額が不明のため、現状では計算は困難と説明。

相談者の声

いろんな問題について、一つの窓口でアドバイスして貰えました。すぐ近くで相談できて助かりました。

● 巡回相談車両の活用

法テラス南三陸では、事務所での相談だけではなく、車がなくて事務所に来るのが困難な方、高齢で外出することが困難な方には、巡回相談車両を出動させての相談も行っています。これまでに、南三陸町内の仮設住宅で相談を実施したほか、隣接する登米市にある仮設住宅を訪問するなどしています。

法テラス南三陸では、巡回相談車両による相談を積極的に行ってまいります（出動は、予約優先制になります）。



日本司法支援センター
法テラス南三陸

仙台弁護士会 法律相談センター
紛争解決支援センター

〔業務時間〕

平日：午前9時～午後5時

※法律相談・各種専門家による相談は午前10時～午後4時まで

TEL：0503383-0210

※相談予約は上記までご連絡ください。相談は予約優先制となります。

住所：宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地（ベイサイドアリーナ横）



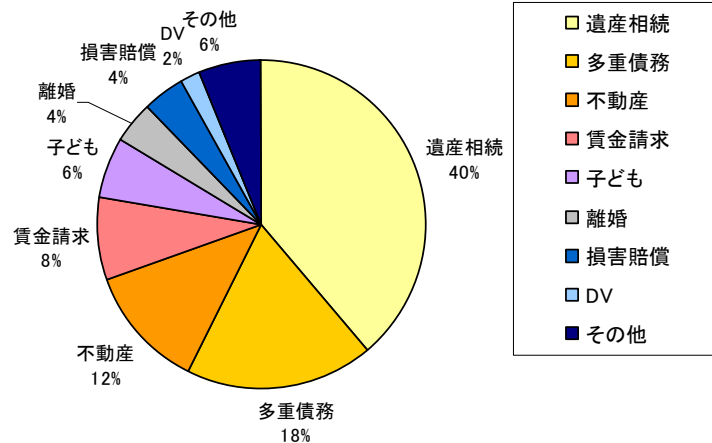
● 法テラス南三陸相談件数・相談内容内訳（10月2日～18日）

※実営業日：12営業日

※10月2日は開所式記念行事による無料相談会実施

<法律相談内容・件数>

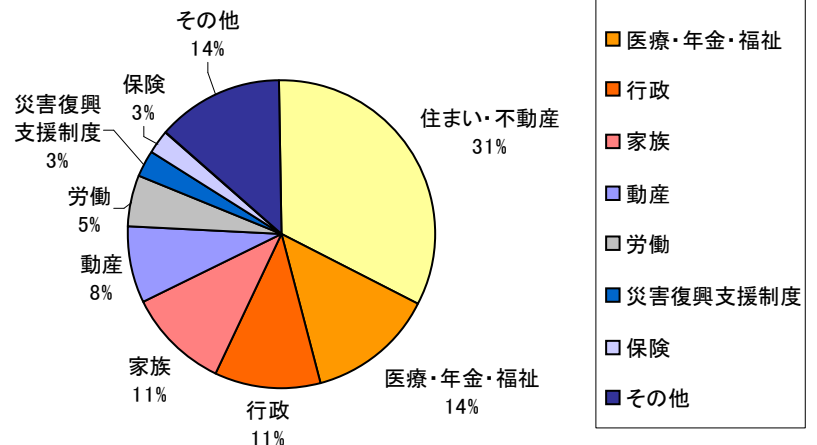
法律相談内容	法律相談件数
遺産相続	19
多重債務	9
不動産	6
賃金請求	4
子ども	3
離婚	2
損害賠償	2
DV	1
その他	3
相談件数	49



<各種専門家無料相談内容・件数>

※同一相談者が複数の内容について相談した場合もカウントしています。

各種専門家相談内容	相談件数
住まい・不動産	12
医療・年金・福祉	5
行政	4
家族	4
動産	3
労働	2
災害復興支援制度	1
保険	1
生活上の取引	0
その他	5
相談件数	37



※各種専門家による相談の実施日は、10月2日以外に火曜日が3営業日、金曜日が2営業日となります。

各種専門家による相談

火曜日：土地家屋調査士・行政書士・
社会保険労務士・社会福祉士
金曜日：司法書士・税理士・建築士

● 相談現場から～震災に関する法的問題への解決方法～

法テラス南三陸で実際に行われた相談について、各種専門家がどのように被災者の方のお力になっているかについて、事例をいくつかご紹介いたします。

弁護士

両親が津波で死亡したが、会社の連帯保証人になっていた。相続について、放棄した方がよいのか。

相続放棄について説明。
プラスの財産が上回る場合には、家庭裁判所に申し立て、プラス財産の範囲内で財産を引き継ぐ「限定承認」という手続もあると説明。

司法書士

自宅が津波で流され、権利証を紛失。何か手続が必要か。

権利証の再発行は行われませんが、不動産の権利がなくなるわけではない。
建物については、法務局で滅失登記される予定と説明。

弁護士

漁業を行っていたが、自宅も船も津波で流され、仕事もなくなった。債務は住宅ローンと事業投資費用がある。どのように債務整理すればよいか。

個人版私的整理ガイドラインができる可能性を教授し、「個人版私的整理ガイドラインコールセンター（0120-380-883）」を案内。

土地家屋調査士

自宅が津波で流されたが基礎は残っている。今後どのようなになるのか。

国の方針を見ながら進めることになるが、いずれにしても、土地の境界を確定するには、建物の基礎部分はその証拠になるので、現状を保存しておくべきと説明。

社会保険労務士

事業主で、社会保険免除申請をしていたが、9月より社員を雇用するため免除終了の届出の記載方法を知りたい。

その場で、申請書の書き方についてアドバイス。